

災害対策本部（市役所）への連絡

（1）市職員は、「市職員到着」の連絡を行います。

市職員は到着していますか？

○到着している

⇒観音寺市の災害対策本部に対して

（1）「市職員到着」の連絡を行ってください。

○到着していない

⇒市職員が到着したら実施しましょう。

（1）「市職員到着」の連絡を行ってください。

□本部への連絡完了時間

（ 時 分）

（2）市職員は、「避難所が開設できるかどうか」を
市災害対策本部に報告します。

①避難所が開設可能か判断します。

大規模な施設倒壊等がある場合は開設できない可能性もあります。

協議会会長や学校職員と相談して決定しましょう。

②災害対策本部へ報告します。

□本部への報告完了時間

（ 時 分）

報告が終了したら、リーダーへ報告し、
この手順書を返却してください。